参考資料

【登録住宅性能評価機関】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関で、平成26年1月現在、全国で125機関(大臣登録32機関、地方整備局長等登録93機関)が登録されている。国土交通大臣の権限のうちーの地方整備局等の管轄区域内のみにおいて行うものに係る権限については、地方整備局長等に委任されている。

【住宅性能表示制度の概要】

- (1)住宅の性能表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 新築住宅については、評価機関が交付した評価書が契約内容とされることを原則とされることにより、表示された性能を実現。
- (4)性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速 化。

【株式会社東日本住宅評価センター】

○登録番号 国土交通大臣登録第8号(登録日:平成12年10月3日)

〇代表者 佐藤章

〇事務所 本社(神奈川県横浜市鶴見区)

○登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録

新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録 既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録

〇業務区域 (設計住宅性能評価)

全国

(建設住宅性能評価)

北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県・栃木県 群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県 新潟県・長野県の全域